

7

越谷荻島地域整備基本構想に係る  
戦略的環境影響評価報告書

【概要版】

平成30年6月

越谷市



# 目 次

第 1 章 計画策定者の氏名及び住所 .....	1-1
第 2 章 対象計画の概要 .....	2-1
2.1 対象計画の名称及び種類 .....	2-1
2.2 対象計画の目的 .....	2-1
2.3 対象計画区域の位置 .....	2-2
2.4 事業の策定手続と戦略的環境影響評価との関係 .....	2-3
2.5 対象計画区域の現状等 .....	2-4
2.6 対象計画の整備方針 .....	2-13
第 3 章 計画書についての環境の保全と創造の見地からの意見を有する者からの意見と 計画策定者の見解 .....	3-1
3.1 環境の保全と創造の見地からの意見を有する者からの意見と計画策定者の 見解 .....	3-1
第 4 章 計画書についての知事の意見と計画策定者の見解 .....	4-1
4.1 埼玉県知事の意見と計画策定者の見解 .....	4-1
第 5 章 関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法 .....	5-1
5.1 関連する社会経済面の推計の項目の選定 .....	5-1
5.2 関連する社会経済面の調査、推計の手法 .....	5-1
第 6 章 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法 .....	6-1
6.1 環境影響要因の把握 .....	6-1
6.2 選定した環境影響評価項目 .....	6-1
6.3 調査、予測、評価の手法 .....	6-2
第 7 章 対象計画の原案の評価 .....	7-1
7.1 複数原案の比較 .....	7-1
7.2 社会経済面の調査、推計、評価の結果 .....	7-2
7.3 環境面の調査、予測、評価の結果 .....	7-4
7.4 環境面と社会経済面の背反する関係 .....	7-8
7.5 環境配慮の方向性 .....	7-9
7.6 総括 .....	7-11

第 8 章 報告書に係る実施計画 .....	8-1
8.1 報告書の周知・説明 .....	8-1
8.2 報告書に関する意見聴取 .....	8-2
第 9 章 調査等の受託者の氏名及び住所 .....	9-1

本報告書における資料は、平成 30 年 3 月 31 日までに入手可能な文献とした。

## 第1章 計画策定者の氏名及び住所

計画策定者の氏名：越谷市長 高橋 努

計画策定者の住所：埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

## 第2章 対象計画の概要

### 2.1 対象計画の名称及び種類

対象計画の名称：越谷荻島地域整備基本構想

対象計画の種類：複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）

### 2.2 対象計画の目的

越谷市では、「第4次越谷市総合振興計画」及び「越谷市都市計画マスタープラン」に基づき、住工混在の解消や既存事業者の規模拡大、市外からの企業誘致の推進等による地域産業の育成、雇用機会の拡大、将来にわたる安定的な財源の確保を目的として、新たな産業用地を創出するための各種調査や検討を進めている。

越谷市は「東京に近い」、「交通利便性が優れる」という地域特性を持つ一方、住工混在が進行し、操業環境の悪化や工場の市外への流出が生じ、さらにその跡地が住居系の用途として利用されることにより産業用地のストックが減少するなどの悪循環が産業系の土地利用における大きな課題となっている。

平成32年頃をピークとして人口減少過程に入ることが見込まれている越谷市において、地域活力を維持し、地域経済のさらなる発展を図るためには、これらの課題の解消に向けて、良好な操業環境を確保するとともに、将来的な事業の拡張の可能性や新たな企業の進出の受け皿を創出するための産業基盤整備を図ることが重要である。

本対象計画は、このような背景を踏まえ、越谷市西部に位置し、優れた交通利便性を持つ荻島地域において工場と流通系施設等の複合的な産業団地の整備を図るものである。

### 2.3 対象計画区域の位置

対象計画区域の広域的位置を図 2.3-1 に示す。対象計画区域は越谷市の西部に位置し、西側はさいたま市と隣接している。対象計画の検討区域は、図 2.3-2 に示すとおり、埼玉県越谷市荻島地域に位置する、国道 463 号沿道の約 20~28ha の範囲である。

本戦略的環境影響評価では、対象計画区域周辺約 3km の範囲を「対象計画区域及びその周辺」として設定し、必要に応じて対象計画区域周辺への影響等を検討した。なお、設定した関係市は、埼玉県越谷市、埼玉県さいたま市、埼玉県川口市の 3 市である。



図 2.3-1 対象計画区域の広域的位置

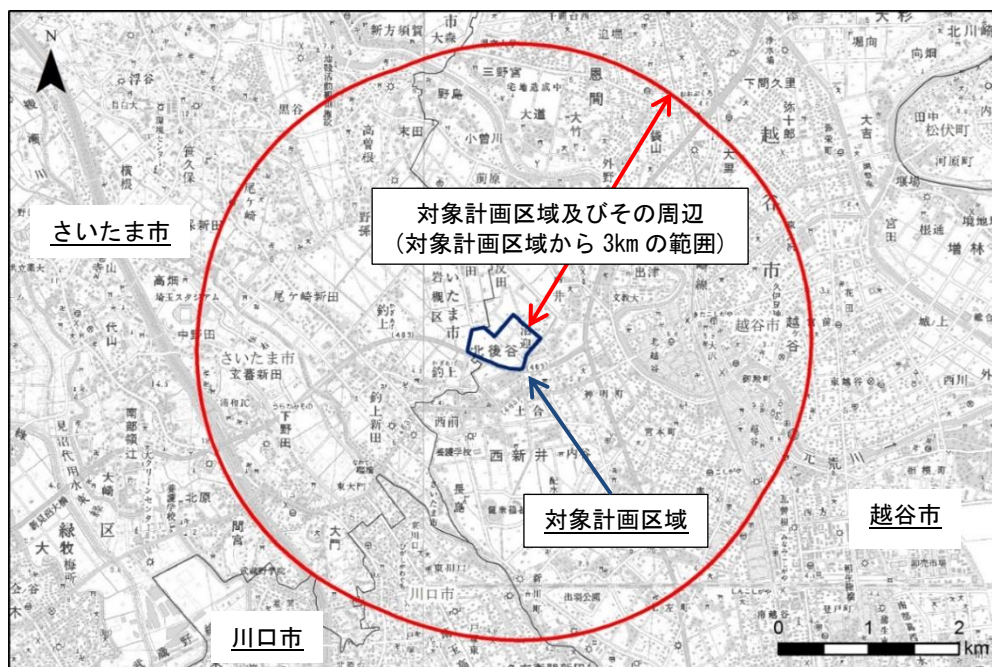


図 2.3-2 対象計画区域及びその周辺

## 2.4 事業の策定手続と戦略的環境影響評価との関係

複合事業(工業団地の造成、流通業務施設用地の造成)計画の策定手続と戦略的環境影響評価の関係は、図 2.4-1 に示すとおりである。

本戦略的環境影響評価は、複合事業(工業団地の造成、流通業務施設用地の造成)の基本構想の検討段階において配慮を行うべき環境影響要因と、影響を受ける環境項目を明らかにし、社会経済面の効果や環境面の影響を調査・予測・評価するとともに、また、計画の実施にあたり、必要な環境影響評価等の環境配慮の手続きの検討に資する情報を整理し、その内容を公開することで、幅広く環境配慮のあり方を検討し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指すことを目的として実施するものである。

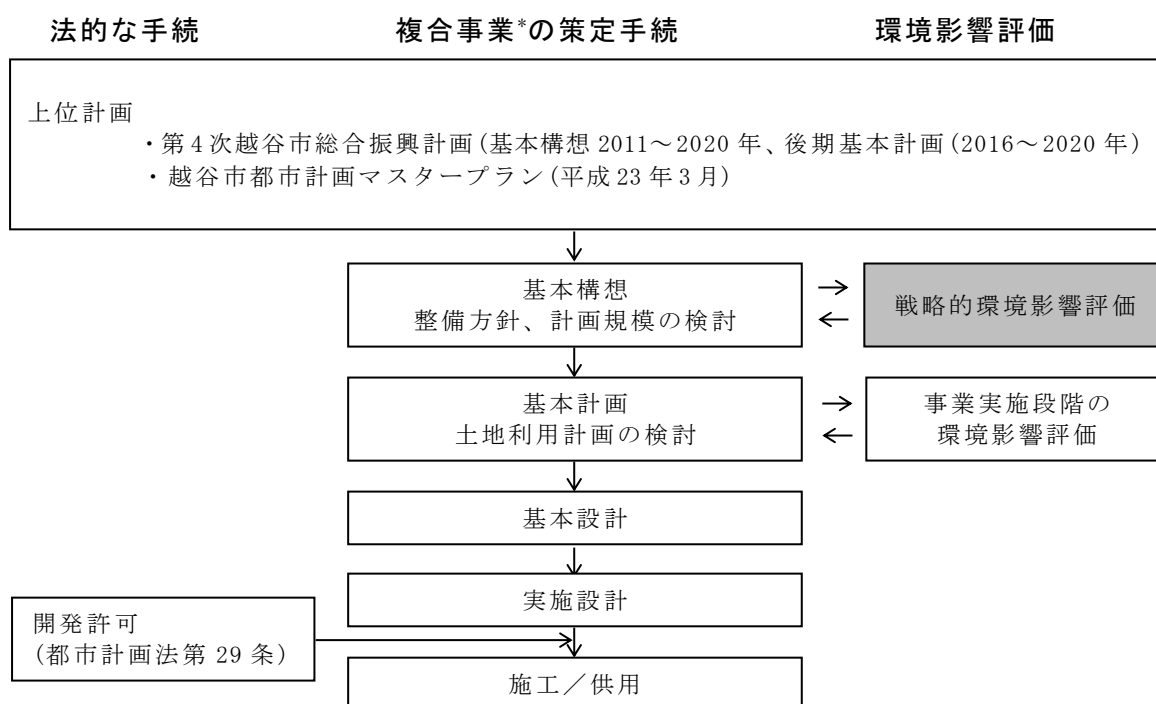


図 2.4-1 事業計画の策定手続と戦略的環境影響評価との関係

\* 複合事業(工業団地の造成、流通業務施設用地の造成)



## 2.5 対象計画区域の現状等

### 2.5.1 対象計画区域が属する地域の現状

対象計画区域は、図 2.5-1 に示すとおり、越谷市西部の荻島地域に位置し、国道 463 号に隣接している。

対象計画区域及びその周辺の地形はほぼ平坦である。土地利用は水田が多く、一部に住宅や工場・倉庫等が点在している。

対象計画区域は、全域が都市計画法に基づく市街化調整区域であり、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の農用地区域に指定されている。

基盤整備の状況として、対象計画区域の南側境界には東西方向に国道 463 号があり、東側には南北方向に都市計画道路健康福祉村大袋線が計画されている。また、対象計画区域内には準用河川の第二末田落しが東から西に流れている。

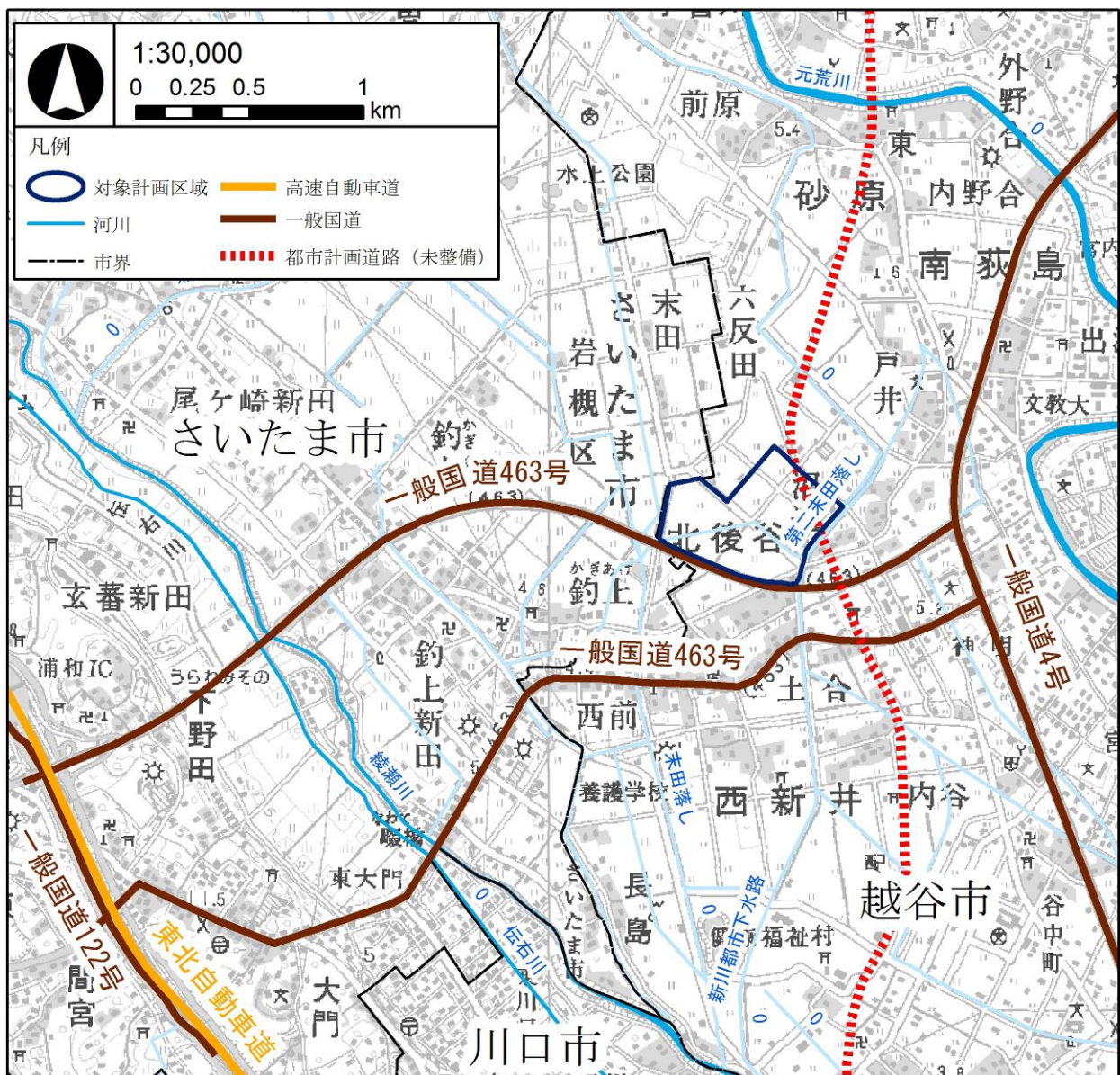


図 2.5-1 対象計画区域の位置

## 2.5.2 対象計画区域の現状を推移させた場合の状況

### (1) 農業の状況

埼玉県では、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（平成 26 年 6 月 埼玉県）において、農業を本県の基幹的産業として振興していくために、「効率的かつ安定的な農業経営の育成」、「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成」、「地域の実情に即した多様な担い手の位置づけ」を行うこととしているほか、「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」（平成 28 年 6 月 埼玉県）では、県や農地中間管理機構、農協等の関係機関の連携により、優良農地の整備や保全、担い手の育成や農地の集積等を促進することとしている。

しかし、農業経営環境を取り巻く状況は厳しく、表 2.5-1 及び図 2.5-2 に示すとおり、越谷市においては、農家数の減少や農業従事者の高齢化傾向が顕著になっており、これらに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加、農業従事者の不足が深刻化している。そのため、生産性の高い守るべき優良農地を、認定農業者を中心とする効率的かつ安定的な農業経営を営むことのできる農業者に集約するとともに、遊休農地・耕作放棄地の活用や交通利便性の向上を契機とした開発需要の高まりなどの動向を踏まえ、計画的な土地利用のあり方を検討する必要がある。

また、越谷市の専業・兼業農家数は、表 2.5-2 及び図 2.5-3 に示すとおり、平成 27 年の販売農家数は 675 件で、うち兼業農家が約 70%を占め、その大部分が第 2 種兼業農家である。経年の推移を見ると、第 2 種兼業農家の割合は依然として専業農家、第 1 種専業農家と比較して高い水準であるが、同農家数は急激な減少傾向がみられる。表 2.5-3、図 2.5-4 に示すとおり、販売規模別農家数を見ると、「販売なし」を含めて年間の農産物販売額が 100 万円未満の農家数が 7 割近いなど、農業だけで生計を立てられる農業者が少数であることがうかがえる。

これらのことを踏まえ、越谷市内の農業を維持するためには、販売農家の過半を占める兼業農家にとっての、農業以外の業種の雇用機会を確保することも重要な課題である。

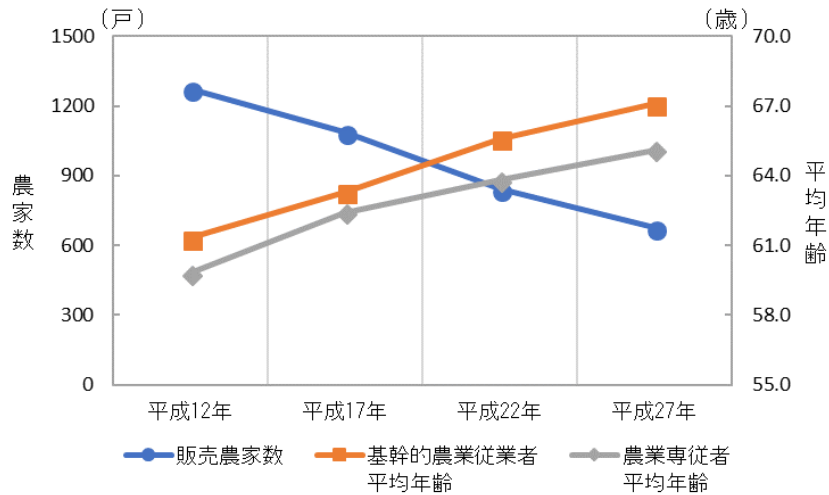
表 2.5-1 販売農家数及び基幹的農業従事者等の平均年齢の推移（越谷市）

年次	販売農家数 (戸)	基幹的農業従事者*1 平均年齢	農業専従者*2 平均年齢
平成 12 年	1,273	61.3	59.8
平成 17 年	1,087	63.3	62.4
平成 22 年	841	65.6	63.8
平成 27 年	675	67.1	65.1

\*1) 基幹的農業従事者：農業就業人口のうち、普段の主な状態が「仕事に従事していた」者

\*2) 農業専従者：農業に 150 日以上従事したもの

出典：農林業センサス(平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年 農林水産省)



出典：農林業センサス(平成12年、平成17年、平成22年、平成27年 農林水産省)

図 2.5-2 販売農家数及び基幹的農業従事者等の平均年齢の推移 (越谷市)

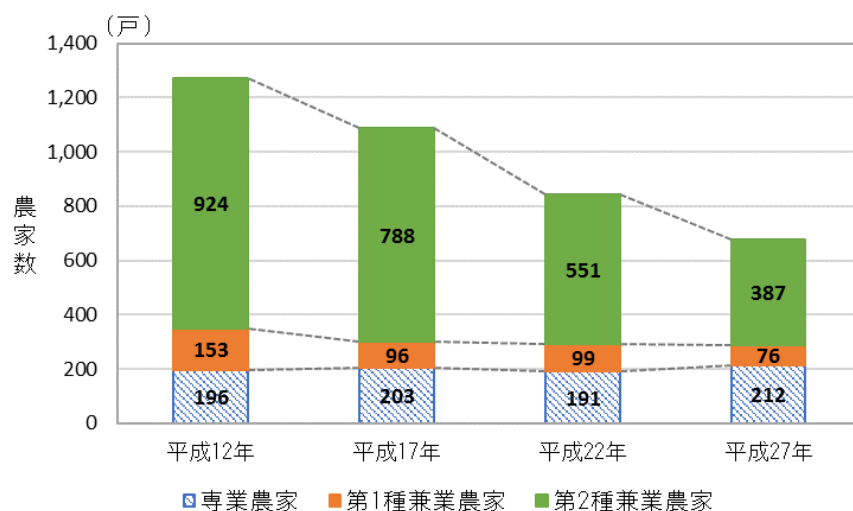
表 2.5-2 専業・兼業農家数の推移 (越谷市)

年次	販売農家数(戸)					兼業農家率
	総数	専業農家数	兼業農家数			
			総数	第1種	第2種	
平成12年	1,273	196	1,077	153	924	84.6%
平成17年	1,087	203	884	96	788	72.5%
平成22年	841	191	650	99	551	65.5%
平成27年	675	212	463	76	387	57.3%

注) 第1種兼業農家：兼業農家のうち、主な所得を農業から得ている農家

第2種兼業農家：兼業農家のうち、農業ではない仕事からの所得が主になっている農家

出典：農林業センサス(平成12年、平成17年、平成22年、平成27年 農林水産省)



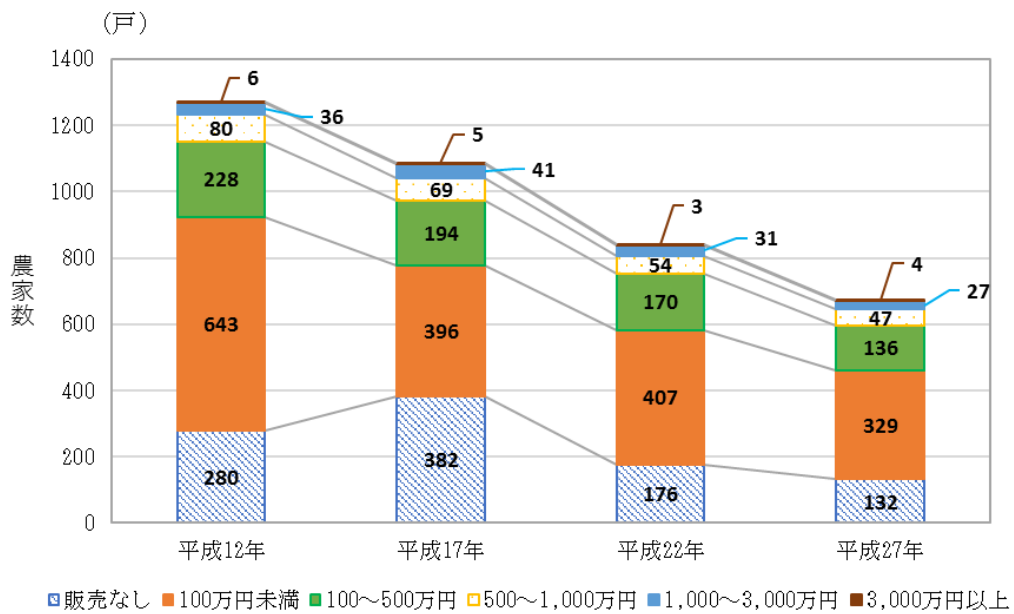
出典：農林業センサス(平成12年、平成17年、平成22年、平成27年 農林水産省)

図 2.5-3 専業・兼業農家数の推移 (越谷市)

表 2.5-3 販売規模別農家数(越谷市)

年次	販売農家数(戸)								
	総数	販売なし	100万円未満	100～500万円	500～1,000万円	1,000～3,000万円	3,000～5,000万円	5,000万円～1億円	1億円以上
平成12年	1,273	280 (22.0%)	643 (50.5%)	228 (17.9%)	80 (6.3%)	36 (2.8%)	6 (0.5%)		
平成17年	1,087	382 (35.1%)	396 (36.4%)	194 (17.8%)	69 (6.3%)	41 (3.8%)	1 (0.1%)	3 (0.3%)	1 (0.1%)
平成22年	841	176 (20.9%)	407 (48.4%)	170 (20.2%)	54 (6.4%)	31 (3.7%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)	0 (0%)
平成27年	675	132 (19.6%)	329 (48.7%)	136 (20.1%)	47 (7.0%)	27 (4.0%)	4 (0.6%)	0 (0%)	0 (0%)

出典：農林業センサス(平成12年、平成17年、平成22年、平成27年 農林水産省)



出典：農林業センサス(平成12年、平成17年、平成22年、平成27年 農林水産省)

図 2.5-4 販売規模別農家数(越谷市)

## (2) 雇用の状況

越谷市の雇用状況は、表 2.5-4、図 2.5-5 に示すとおりであり、市内常住率は平成 17 年度以降、減少傾向にあるといえる。また、埼玉県内の近隣、類似市の雇用状況は表 2.5-5、図 2.5-6 に示すとおりであり、越谷市の常住就業者数はさいたま市、川口市、川越市に次いで県内 4 位であるが、市内常住率は埼玉県平均や草加市よりは高いが、4 割を下回っている。

越谷市では、「第 4 次越谷市総合振興計画」にて、市内産業の活性化により、雇用の創出を通じて地域の魅力・活力の向上を目指すこととしており、市内の起業・操業活動への支援の充実や新たな産業の育成などに積極的に取り組んでいく必要があるとしている。

表 2.5-6、図 2.5-7 に示すとおり、市内総人口の増加の一方で生産年齢人口が減少傾向にあることに加え、近年、労働力不足が産業活動における課題として顕著になりつつあることから、市内における操業・雇用環境の改善を図り、労働力を確保することが課題となっている。

しかしながら、今後の産業の育成や雇用の確保、地域経済の活性化を図るにあたり、住工混在の課題に加え、事業拡大の場や施設移転のための産業用地の不足が課題となっている。

表 2.5-4 越谷市内外の従業者数の推移

年次	総数 (人)	越谷市内で従業(人)			越谷市外で従業(人)		
		総数	自宅で従業	自宅外の自市区町村で従業	総数	県内他市区町村で従業	他県で従業
平成 12 年	157,698	69,311 (44.0%)	16,037 (10.2%)	53,274 (33.8%)	88,387 (56.0%)	29,472 (18.7%)	58,915 (37.4%)
平成 17 年	157,099	69,857 (44.5%)	14,479 (9.2%)	55,378 (35.3%)	87,242 (55.5%)	32,178 (20.5%)	55,064 (35.1%)
平成 22 年	157,390	59,542 (37.8%)	10,806 (6.9%)	48,736 (31.0%)	90,419 (57.4%)	31,716 (20.2%)	50,696 (32.2%)
平成 27 年	160,205	61,549 (38.4%)	11,641 (7.3%)	49,908 (31.2%)	87,532 (54.6%)	34,278 (21.4%)	51,824 (32.3%)

注) ( )は総数に対する割合を示すが、従業地不詳等により合計が 100%とまらない年度が存在する。

出典：各年国勢調査結果(平成 12 年、平成 27 年、平成 22 年、平成 27 年 総務省統計局)より、「常住地による従業地・通学地、男女別 15 歳以上就業者数」

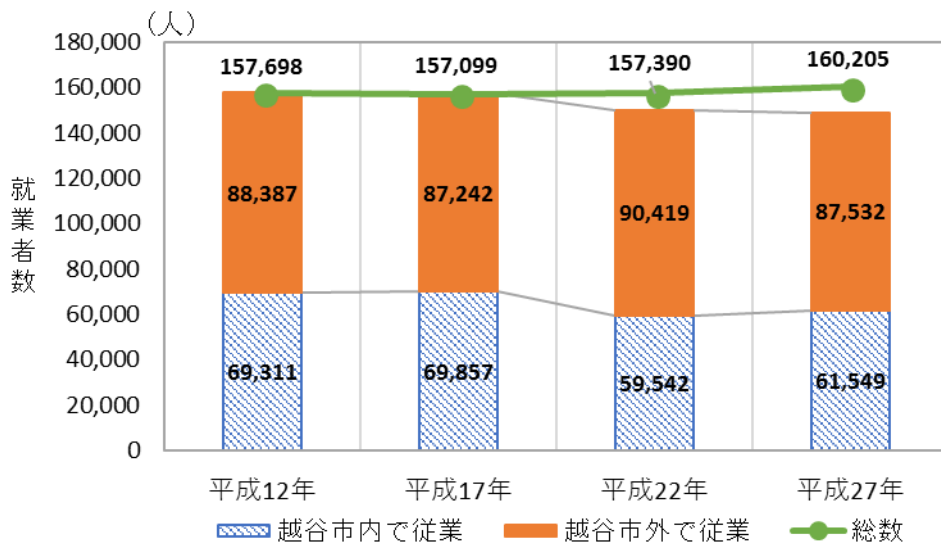


図 2.5-5 越谷市内外の従業者数の推移

表 2.5-5 埼玉県内の近隣、類似市における従業者数の比較(平成 27 年)

市名	総数 (人)	市内で従業(人)			市外で従業(人)		
		総数	自宅で従業	自宅外の自市 区町村で従業	総数	県内他市区町 村で従業	他県で従業
埼玉県	3,484,648	1,297,726 (37.2%)	284,861 (8.2%)	1,012,865 (29.1%)	1,995,331 (57.3%)	1,011,610 (29.0%)	954,210 (27.4%)
さいたま市	587,220	274,749 (46.8%)	39,376 (6.7%)	235,373 (40.1%)	273,067 (46.5%)	84,405 (14.4%)	185,098 (31.5%)
川越市	164,496	73,536 (44.7%)	12,909 (7.8%)	60,627 (36.9%)	78,963 (48.0%)	46,187 (28.1%)	31,351 (19.1%)
川口市	285,638	115,464 (40.4%)	23,861 (8.4%)	91,603 (32.1%)	149,116 (52.2%)	42,056 (14.7%)	103,726 (36.3%)
所沢市	159,692	62,997 (39.4%)	11,881 (7.4%)	51,116 (32.0%)	86,588 (54.2%)	23,914 (15.0%)	61,078 (38.2%)
草加市	118,058	40,106 (34.0%)	8,888 (7.5%)	31,218 (26.4%)	69,536 (58.9%)	21,603 (18.3%)	47,017 (39.8%)
越谷市	160,205	61,549 (38.4%)	11,641 (7.3%)	49,908 (31.2%)	87,532 (54.6%)	34,278 (21.4%)	51,824 (32.3%)

注) ( )は総数に対する割合を示すが、従業地不詳等により合計が100%とならない年度が存在する。

出典：平成 27 年国勢調査結果(平成 27 年 総務省統計局)より、「常住地による従業地・通学地、男女別 15 歳以上就業者数」

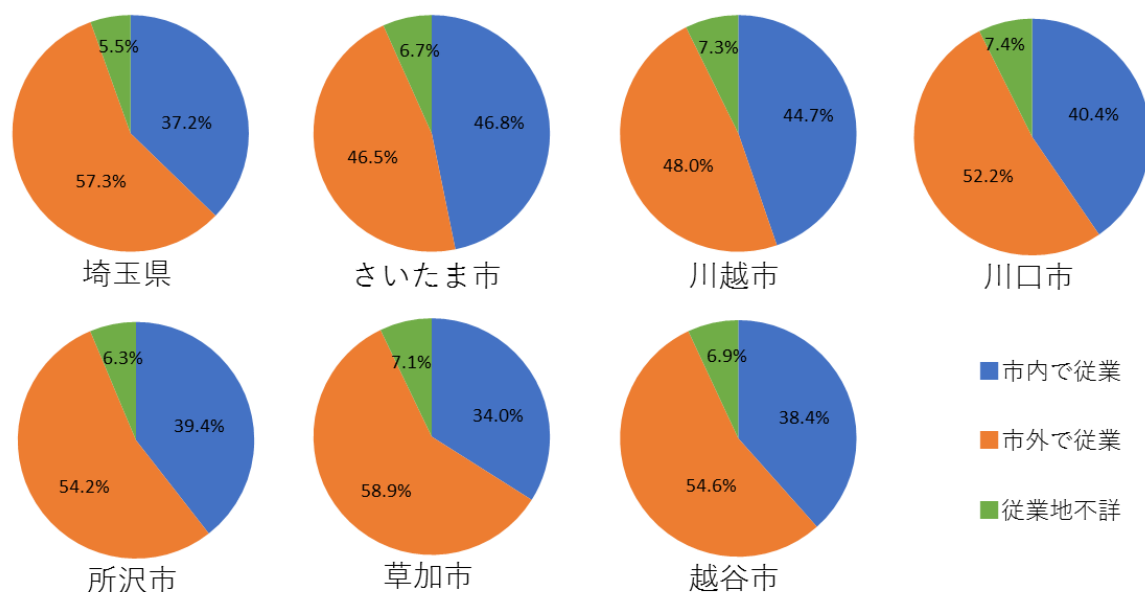


図 2.5-6 埼玉県内の近隣、類似市における従業者数の比較(平成 27 年)

表 2.5-6 年齢区分別人口の推移（越谷市）

年次	総人口 (人)	年少人口 (0～14歳、人)	生産年齢人口 (15～64歳、人)	高齢者人口 (65歳以上、人)
平成12年	308,307	45,756 (14.8%)	228,204 (74.0%)	33,353 (10.8%)
平成17年	315,792	45,423 (14.4%)	221,669 (70.2%)	47,559 (15.1%)
平成22年	326,313	44,961 (13.8%)	215,931 (66.2%)	64,514 (19.8%)
平成27年	337,498	44,429 (13.2%)	211,577 (62.9%)	80,330 (23.8%)

注) 総人口には年齢不詳人口が含まれるため、各年齢区分別人口の合計と一致しない。

出典: 各年国勢調査結果(平成12年、平成27年、平成22年、平成27年 総務省統計局)より、「年齢(各歳)、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数(総数及び日本人)」

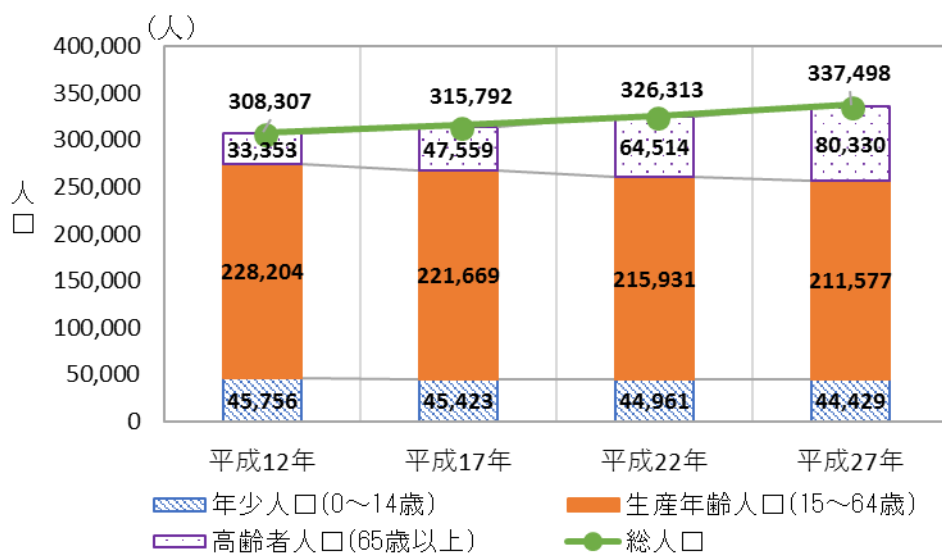


図 2.5-7 年齢区分別人口の推移（越谷市）

### (3) 産業の状況

越谷市の産業別の事業所数及び従業者数は、表 2.5-7 に示すとおりであり、平成 26 年の経済センサス基礎調査によると、越谷市の事業所数は県内 3 位で、従業者数は県内 4 位である。

産業構造を見ると、農業を中心とする第一次産業では、市内農地の宅地化や農業従事者の高齢化などにより、事業所数及び従業者数ともに構成比が 0.1% となっており、横ばいである。卸売業・小売業や飲食サービス業などを中心とする第三次産業では、事業所数は増減を繰り返しているものの従業者数は増加傾向にあり、ともに構成比が 8 割を超えている。

一方で、建設業及び製造業を中心とする第二次産業では、事業所数及び従業者数ともに減少傾向を続けており、構成比が 2 割を下回っている。特に、製造業においては、住宅地の増加に伴う住工混在が進行しており、市外への流出や廃業を余儀なくされる企業が増えていることから、操業環境の改善とともに、住環境の保全を図るための方策を講じる必要がある。

また、近年の社会経済情勢や個人のライフスタイルの変化などにより、仕事と生活の両立や職住近接などへの関心が高まっている。こうした観点からも、生活の基盤であるだけでなく、地域に多様な就業の場を持つことができる都市としての発展を目指した産業の育成が求められている。

表 2.5-7 産業別事業所数・従業者数の推移(越谷市)

	年次	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業
		事業所数	事業所数	事業所数	事業所数
事業所数	平成 13 年	11,485	6 (0.1%)	2,560 (22.3%)	8,919 (77.7%)
	平成 18 年	11,444	7 (0.1%)	2,403 (21.0%)	9,034 (78.9%)
	平成 21 年	12,127	10 (0.1%)	2,555 (21.1%)	9,562 (78.8%)
	平成 26 年	11,554	10 (0.1%)	2,168 (18.8%)	9,376 (81.1%)
従業者数	平成 13 年	99,725	114 (0.1%)	22,612 (22.7%)	76,999 (77.2%)
	平成 18 年	102,624	70 (0.1%)	21,663 (21.1%)	80,891 (78.8%)
	平成 21 年	114,224	75 (0.1%)	22,544 (19.7%)	91,605 (80.2%)
	平成 26 年	116,916	130 (0.1%)	20,833 (17.8%)	95,953 (82.1%)

出典：平成 18 年以前：事業所・企業統計調査より、「産業（大分類）、経営組織（2 区分）、従業者規模（6 区分）別全事業所数及び従業上の地位（6 区分）、男女別従業者数」（平成 13 年、平成 18 年 経済産業省）

平成 21 年以降：経済センサス基礎調査より、「産業（中分類）、経営組織（2 区分）別全事業所数及び従業上の地位（6 区分）、男女別従業者数及び 1 事業所当たり従業者数」（平成 21 年、平成 26 年 経済産業省）



### 2.5.3 地元との意見交換等の状況

越谷市では、本事業の上位計画である「第4次越谷市総合振興計画」及び「越谷市都市計画マスタープラン」において、「市民権」をまちづくりの基本理念として掲げており、「まちづくり会議」にて各地区の委員より提言された「地区の将来像」を踏まえ、具体的な施策の方向性を定めている。

第4次越谷市総合振興計画策定にあたって開催された、対象計画区域が位置する荻島地区まちづくり会議の経緯は表 2.5-8 に示すとおりである。荻島地域においては、地区の将来像を「利便性が高く、安心して住める緑豊かな活力のある地域づくり」としており、主な施策の一つに「新規工業・流通系土地利用の必要性・可能性の検討」を位置付けている。

これに基づいて具体的な候補地の検討を行った結果、交通利便性に優れる対象計画区域を、事業化を目指す候補地区として選定することとした。

なお、対象計画区域に関する地元との意見交換等の経緯は表 2.5-9 に示すとおりである。

表 2.5-8 第4次総合振興計画の策定に関する地区まちづくりの経緯

日付・期間	内容
平成 21～22 年度	第4次越谷市総合振興計画基本構想・前期基本計画策定に関する荻島地区まちづくり会議
平成 26～27 年度	第4次越谷市総合振興計画後期基本計画策定に関する荻島地区まちづくり会議

表 2.5-9 地元との意見交換の経緯

日付・期間	内容
平成 29 年 6 月 6 日、10 日	荻島地区における土地利用に関する地元説明会
平成 29 年 6 月 15 日～9 月 23 日	荻島地区における土地利用に関するアンケート調査
平成 29 年 11 月 17 日～ 平成 30 年 2 月 29 日	荻島地区土地利用に関する意向確認のための戸別訪問によるヒアリング
平成 30 年 2 月 20 日、24 日	越谷市都市計画マスタープラン等の変更に伴う地元説明会

### 2.5.4 対象計画を実施した場合の効果

対象計画を実施した場合、東北自動車道や国道4号への交通利便性の高い国道463号沿道に操業環境の良好な産業団地が形成されることで、製造業や流通産業等の企業による産業集積が図られる。

このことにより、越谷市内における雇用機会が増加し、地域の兼業農家の経済基盤の下支えにつながるとともに、市内への定住者の増加が期待できるほか、市内既存企業との取引機会の創出等による相乗効果も見込まれ、地域経済の活性化が図られる。

さらに、未整備である都市計画道路が将来的に整備された場合には、事業中の西大袋土地区画整理事業地内における良好な住居地域とのアクセスが確保され、職住近接のまちづくりが促進されることが期待できる。

## 2.6 対象計画の整備方針

### 2.6.1 対象計画の背景

埼玉県では、「埼玉5か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-」において、首都圏に位置し充実した広域交通網を有する優位性を活かした企業立地を促進するとして、県内主要幹線道路周辺に田園環境と調和した産業基盤整備を進めることとしている。また、地域未来投資促進法に基づく「埼玉県基本計画」においては、高度なものづくり技術を持つ企業集積と充実した道路網・鉄道網による優れた交通アクセスという地域特性を活かして幅広い成長産業の集積を図り、地域の稼ぐ力の強化を目指すこととしており、これまで積極的な企業誘致に取り組んできた。その結果、近年、食品製造業やその他の製造業、物流施設などの多数の企業立地ニーズがあり、圏央道沿線地域をはじめとする産業団地等への立地が進んできたところである。

しかしながら、これらの企業ニーズに対して、県内の産業用地ストックの不足が顕在化している。特に、越谷市が位置する外環道周辺地域においてはそれが顕著であり、地域の企業立地機会の喪失につながっている。

これらの背景を踏まえ、越谷市では、「第4次越谷市総合振興計画」及び「越谷市都市計画マスタープラン」において、「新規工業・流通系土地利用の必要性・可能性の検討」を位置付け、工場や倉庫等の一定集積が見られる地区や一定規模以上の主要幹線道路沿線地域を候補として、都市の活力向上に資する新たな土地利用の必要性・可能性について検討してきた。

対象計画区域は、国道463号に接する優れた交通利便性があることから、企業ニーズが見込まれ、本地域の特性を活かした新たな産業用地の創出、産業の集積を図ることで、県南地域における地域経済の活性化はもとより、埼玉県全体への波及効果も期待できるものであることから、本地域における適切な基盤整備と企業誘致を図ることとした。

### 2.6.2 対象計画の整備方針

#### (1) 対象計画の原案

「用地の形状」に関して、対象計画区域内の特性に配慮し、表2.6-1に示す策定方針に則り、表2.6-2に示すA・B・Cの3つの計画原案を設定し、検討した。

なお、「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針」の第2.1及び別表1において検討が可能とされている複数原案の設定のうち、「計画等の基本的枠組」及び「土地利用計画」については、上位計画である「第4次越谷市総合振興計画」、「越谷市都市計画マスタープラン」及びこれまでの検討経緯を踏まえて設定したため、複数原案の検討において代替案を作成しないこととした。

表 2.6-1 計画原案の策定方針

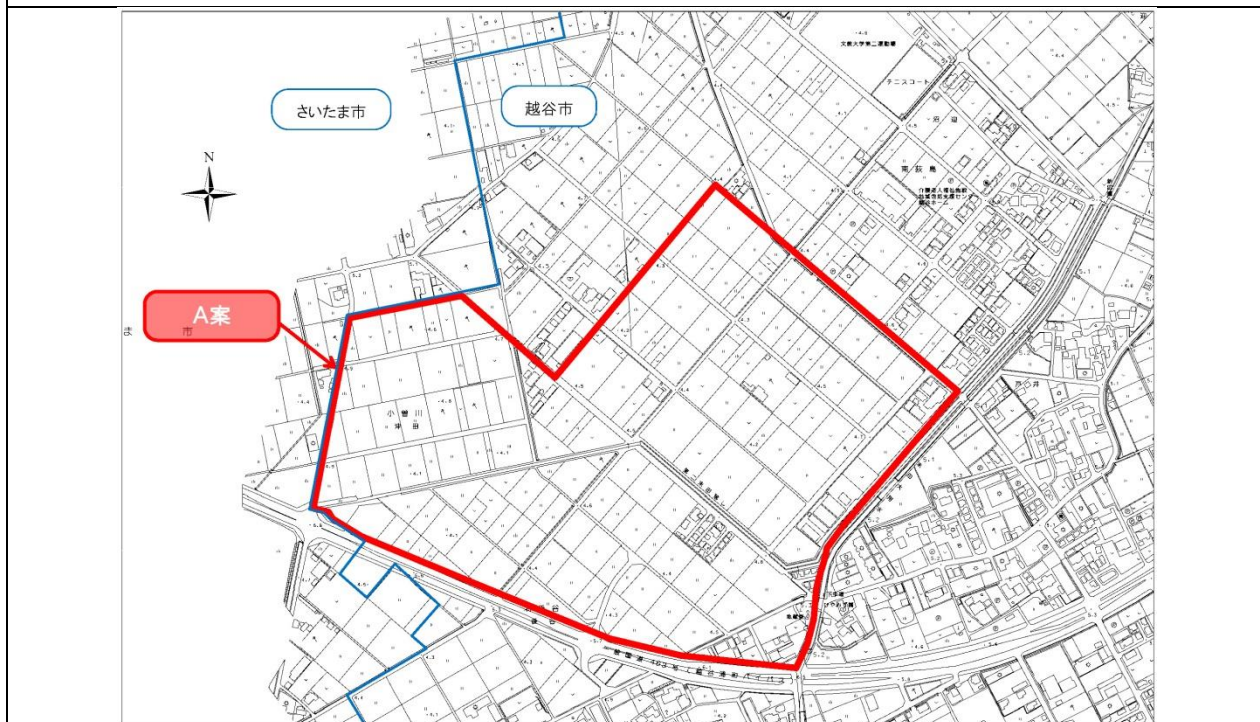
項目	内容
すべての原案に共通する基本方針	①国道4号、国道463号及び東北自動車道へのアクセスの利便性や、都市計画道路健康福祉村大袋線の開通を想定し、幹線道路の結節点機能を活かした魅力ある産業集積地の形成を図るための土地利用計画とする。 ②越谷市の土地利用構想において、流通・工業系土地利用として事業化の可能性の高い区域設定とする
複数案の策定方針	対象計画区域周辺の環境への影響を配慮しながら、経済的効果及び社会的な影響を考慮し、3案を立案した。

表 2.6-2(1) 計画原案の策定方針 各原案の考え方(1) ※

A 案 (約 28.1ha)

主要幹線道路沿線地域として、新たな流通・工業系土地利用を図る有力な候補地である。国道 463 号に接し、東北自動車道浦和 IC から約 3km 圏内で、国道 4 号や東京外かく環状道路への交通アクセスにも優れる立地に配置した。

また、国道と交差する都市計画道路健康福祉村大袋線も計画されており、幹線道路の結節点機能を活かした魅力ある産業集積地の形成を図ることのできる区域の案である。

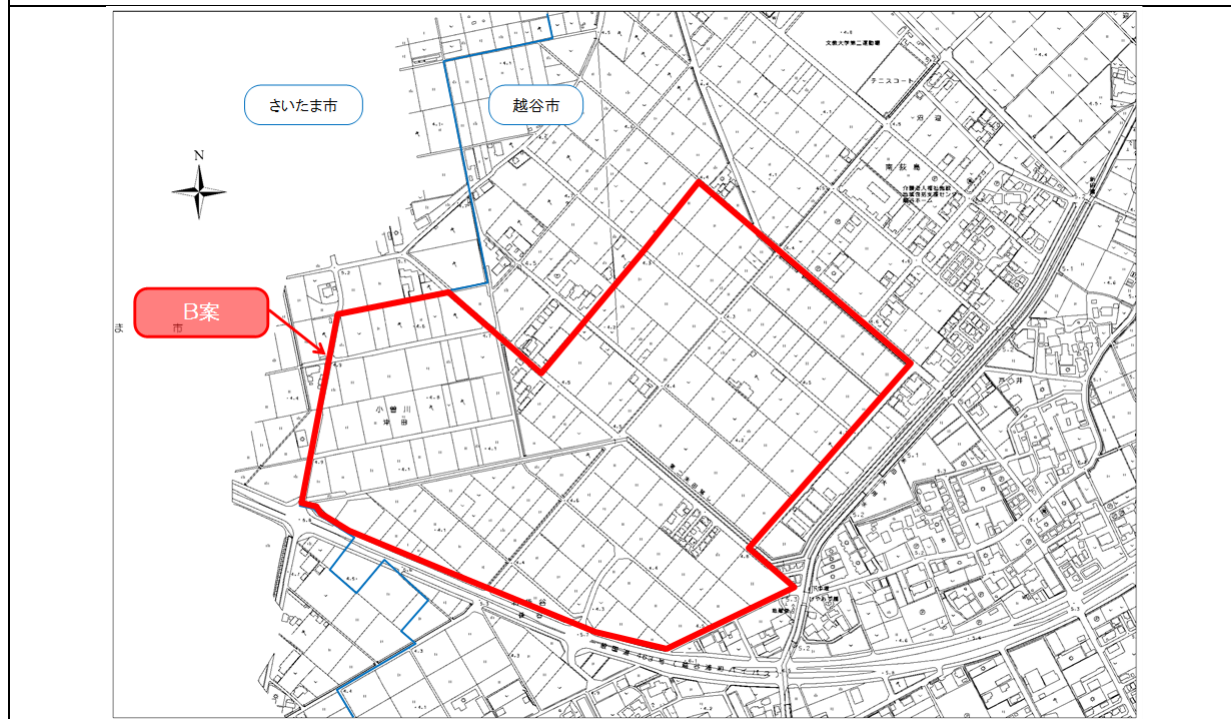


※ 計画原案について精査し、対象計画区域の面積を更新した。

表 2.6-2(2) 計画原案の策定方針 各原案の考え方(2) ※

B案 (約 25.8ha)

A案を踏まえつつ、一定集積のある既存の住宅の生活環境や事業者の操業環境への影響を可能な限り抑え、現状を維持しながら、経済的効果が高められるよう配置した区域の案である。

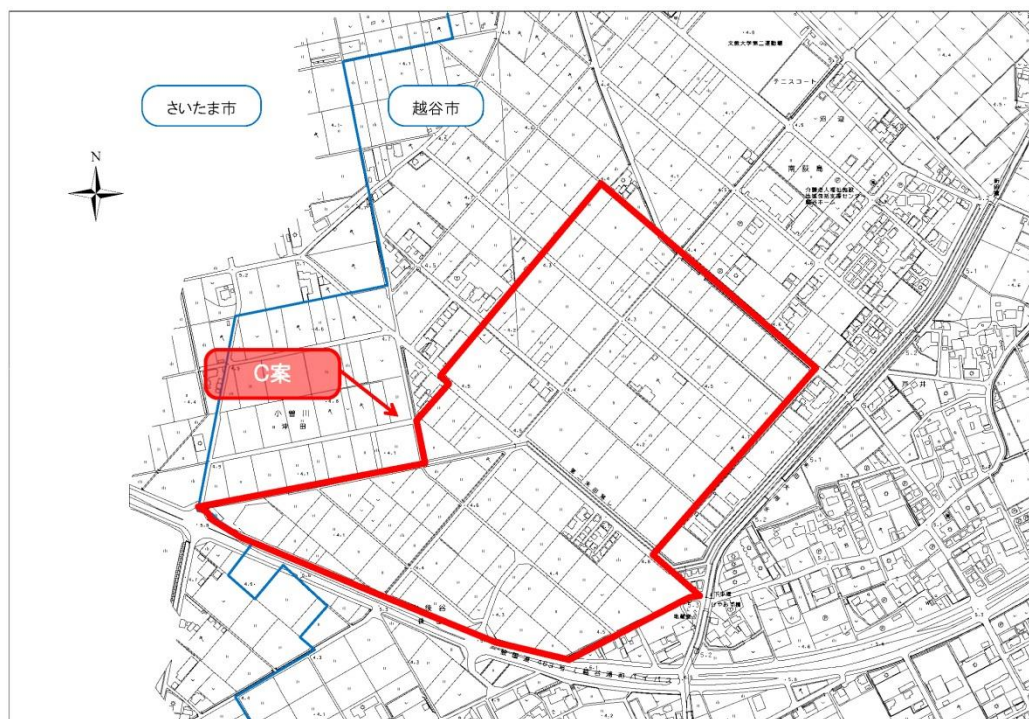


※ 計画原案について精査し、対象計画区域の面積を更新した。

表 2.6-2(3) 計画原案の策定方針 各原案の考え方(3) ※

C案 (約 20.3ha)

A案及びB案を踏まえつつ、平成26年度に完了したさいたま市内の農業用水路改修に関する農業投資事業の実績を考慮し、当該事業の受益地である区域西側の農地における営農の継続を確保しながら、経済的効果を高められるよう配置した区域の案である。



※ 計画原案について精査し、対象計画区域の面積を更新した。

## (2) 導入機能

対象計画区域内の土地利用計画は公共用地の整備を含めて不確定であるが、対象計画区域の面積に対する公共用地等(道路、公園及び調整池等)の土地利用比率については、都市計画法(最終改正平成29年5月 法律第26号)及び平成19年度以降に埼玉県内で実施された同種事業の実績を踏まえ、各原案で18.6%と想定した。参照した同種事業の事例は表2.6-3に示すとおりである。

誘致企業の業種も現時点では不確定であるが、想定される産業団地像として、「埼玉県5か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-」及び地域未来投資促進法に基づく「埼玉県基本計画」の内容を踏まえ、誘致業種を自動車関連産業、食品産業、医薬品関連産業を主とした製造業及び流通加工業と想定し、それらが同比率で立地すると仮定した。

以上のことから、対象計画区域における公共用地の土地利用比率及び想定できる限りの産業団地像を踏まえた土地利用想定面積を表2.6-4に示すとおり設定した。

表 2.6-3 既往の同種事業の施行面積及び公共用地面積の実績

団地名(仮名)	施行面積	公共用地面積	公共用地の割合
菖蒲南部産業団地	18.9ha	4.9ha	25.9%
川越第二産業団地	19.3ha	3.6ha	18.7%
騎西城南産業団地	19.6ha	3.6ha	18.4%
白岡西部産業団地	15.7ha	2.2ha	14.0%
幸手中央産業団地	47.3ha	10.1ha	21.4%
杉戸屏風深輪産業団地	23.8ha	4.8ha	20.2%
加須 IC 東地区産業団地	17.7ha	3.1ha	17.5%
寄居スマート IC 西地区産業団地	14.1ha	2.3ha	16.3%
草加柿木地区産業団地	19.4ha	3.0ha	15.5%
平均			18.6%

表 2.6-4 土地利用想定面積

計画原案	A 案	B 案	C 案	
対象計画区域面積	28.1ha	25.8ha	20.3ha	
対象計画区域面積に対する公共用地等の土地利用比率	18.6%	18.6%	18.6%	
土地利用想定面積	製造業	11.4ha	10.5ha	8.3ha
	流通産業	11.4ha	10.5ha	8.3ha
	公共用地	5.3ha*	4.8ha	3.7ha*

\* ) 四捨五入の関係上、土地利用想定面積の合計が対象計画区域面積と等しくならない案については、過不足分を公共用地面積に繰り入れて記載した。

## (3) 周辺環境への配慮

いずれの原案においても、「埼玉県5か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-」に基づき田園空間と調和した埼玉の原風景である屋敷林をイメージした外周緑地を創出する。

また、対象計画区域周辺には農地が残存することから、日照や農業用排水を確保するなど、長期的な周辺環境への配慮に努める。

### 第3章 計画書についての環境の保全と創造の見地からの意見を有する者からの意見と計画策定者の見解

「埼玉県環境影響評価実施要綱」第9条第1項に基づき、平成29年12月19日から平成30年1月19日の期間、越谷荻島地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価計画書(以降、計画書)について縦覧を行ったところ、環境の保全と創造の見地からの意見を有する者から意見が提出された。提出された意見及び計画策定者の見解は以下に示すとおりである。

#### 3.1 環境の保全と創造の見地からの意見を有する者からの意見と計画策定者の見解

環境の保全と創造の見地からの意見を有する者からの意見	計画策定者の見解
<b>1. 戦略的環境影響評価について</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>この計画書の戦略的とはどういうことなのか。</li> </ul>	<p>埼玉県において、戦略的環境影響評価制度とは、事業実施前の検討段階において、計画策定者が、社会経済面の効果や環境面の影響を調査・予測・評価し、その内容を公開することで、幅広く環境配慮のあり方を検討し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指すことを目的とするものです。</p>
<b>2. 上位計画との整合について</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>上位計画である総合振興計画や都市計画マスタープランの内容とかけ離れているのではないのか。</li> <li>上位計画の策定に携わったまちづくり会議の内容や農家のことを考えて対策するという考えがどうして変わったのか。</li> </ul>	<p>越谷市では、越谷市総合振興計画及びマスタープランに基づき、荻島地域の特徴である田園風景や農業について配慮しながら、地域の将来像である「利便性が高く、安心して住める緑豊かな活力のある地域づくり」を踏まえて、事業可能性を検討しています。</p>
<b>3. 対象計画について</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで進まなかった都市計画道路の整備をなぜ行うこととなったのか。</li> </ul>	<p>対象計画区域は、東北自動車道へのアクセス性が高い国道463号に接し、国道4号との結節点に近いという優れた交通利便性を持つ地域です。</p> <p>また、将来的には国道4号の補完的な役割が期待される都市計画道路健康福祉村大袋線の整備が計画されており、本市北部の西大袋土地区画整理事業地とを結ぶ交通の要所としての機能が期待されています。</p> <p>越谷市では対象計画区域のこうした魅力を活かした産業集積地の形成に向けた事業可能性を検討しています。</p> <p>当該都市計画道路については、西大袋土地区画整理事業の進捗に伴う住宅や店舗の立地による交通量の増加等から、大砂橋付近の渋滞対策が課題となっており、以前から地域からもその対策や延伸についての要望もあり、越谷市ではこれまで整備の時期等について検討してきました。これらのことを踏まえ、産業団地整備と連携することで、早期の課題解消が図れるものと考え、道路整備を進めることとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象計画区域内にある下手堰は、計画区域に近接した末田用水から計画区域内、外の水田への配水機能を有する昔からある用水堰である。農家のことを考えていないのではないのか。</li> </ul>	<p>現在、計画立案段階において、社会経済面への効果や環境面への影響について調査・予測・評価を行っております。事業が実施される場合には、周辺農地への影響に配慮し、用排水機能の確保や維持などを含めた事業計画や、必要に応じて具体的な措置等を検討してまいります。</p>

#### 4. 環境面の調査、予測、評価の手法について

・環境影響の調査は、原則として既存資料によるとしているが、対象計画区域に生息する動植物に関する十分な調査データは存在するのか。適切な文献等がない、既存資料に記載のない可能性のある希少動物が存在する可能性があることから、事業計画時（工事前）に現地調査、ヒアリングなどを実施し評価する必要があると考える。

・当該計画地域の環境に影響を及ぼす地域とされている範囲には、埼玉県レッドデータブック 2008 動物編において（繁殖鳥）絶滅の恐れのある地域 個体群、（越冬鳥）絶滅危惧 I B 類とされているケリが生息しており、水田での繁殖が確認されており、ケリの繁殖地は県内でわずかし確認されていない。計画地近傍の休耕田や畑では、このケリの一部が夏季、冬季に採餌場所として利用しているのを確認している。

また、近傍の水田などは、チュウサギ（環境省 カテゴリー準絶滅危惧）などの採餌場所や、春の鳥の渡りの時期には、ムナグロなどの休息地となっているように、鳥が多く観察される場所はえさとなる動物や植物等が豊富で多様性に富んでいると推察される。

戦略的環境影響調査という観点からは、ケリなどの繁殖する可能性のある水田の生態系という観点から現段階で自然環境調査を実施することが望ましいと考える。

戦略的環境影響評価における調査では、事業の計画立案段階における調査として、環境省及び埼玉県のレッドデータブック、各自治体による生息状況調査の情報を利用した既存資料調査及び必要に応じて不足部分を補完する現地踏査を実施しました。

今後、本事業が実施される場合には、埼玉県環境影響評価条例等を踏まえて、現地調査を実施し、住民等意見を踏まえながら、環境影響評価を実施することとなる予定です。



## 第4章 計画書についての知事の意見と計画策定者の見解

「埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱」第11章第1項に基づき、埼玉県知事より意見が提出された。提出された意見及び計画策定者の見解は、以下に示すとおりである。

### 4.1 埼玉県知事の意見と計画策定者の見解

知事の意見		計画策定者の見解
報告書の作成に当たっては、下記の点に留意すること。		—
1. 計画の目的及び内容について		
1	上位計画(埼玉県及び越谷市の諸計画や方針)と本計画との関係及び本計画で特に重視すべき具体的な整備方針と理念をわかりやすく示すこと。	<p>上位計画及び県の計画を踏まえ、本計画で特に重視すべき具体的な整備方針は以下のとおりです。</p> <p>①第4次越谷市総合振興計画 交通利便性等を活かし、周辺環境に配慮した土地利用の形成を図り、住工共存型の土地利用への誘導とともに、新たな土地利用を検討し、都市の活力向上に資する土地利用の実現に努める。</p> <p>②越谷市都市計画マスタープラン 荻島地区において、「利便性が高く、安心して住める緑豊かな活力のある地域づくり」を目標として、農業、自然、文化を活かしながら地域の利便性を高めることで、活力のあるまちづくりに努める。</p> <p>③埼玉県5か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉- 首都圏に位置し充実した広域交通網を有する優位性を活かした企業立地を促進し、県内主要幹線道路周辺に田園環境と調和した産業基盤整備を進めることで、地域の活力向上を図る。</p> <p>本事業では、これらの方針を踏まえ、地域の環境との調和に充分配慮しつつ、交通利便性や都心部へのアクセスなどの地域の特性を最大限に活かして産業基盤整備を進めることを基本的な考えとしており、「2.2 対象計画の目的」及び「2.6 対象計画の整備方針」に示しました。</p>
2. 計画原案策定の経緯について		
2	検討の過程で考慮された事項等、計画原案策定に至るまでの経緯について整理して示すこと。 また、経緯の理解促進のため、事業実施せずに現状を推移させた場合の状況を追記すること。	<p>上位計画策定の際に実施された住民との意見交換の状況及び対象計画区域周辺地域の理想の将来像の策定の経緯について整理し、「2.5.3 地元との意見交換等の状況」に示しました。</p> <p>また、現状のまま対象計画区域の状況を推移させた場合に予想される地域の状況の整理と、事業を行った場合の効果の整理を行い、「2.5.2 対象計画区域の現状を推移させた場合の状況」、「2.5.4 対象計画を実施した場合の効果」に示しました。</p>

3. 計画原案について		
3	設定の背景となる要素、特徴、整備効果、長所短所を示し、各案を相対的に評価した結果を示すこと。	<p>本事業では、用地形状の異なる3案を設定し、各案の特徴を以下のように整理しています。</p> <p>A案は最も造成面積が大きく、対象計画区域の特性を最大限に活かした案であり、社会経済面では有利ですが環境負荷は相対的に大きくなります。</p> <p>B案はA案と比較して造成面積が小さく、対象計画区域で現在行われている事業活動に配慮した案であり、環境負荷は相対的に小さく、東部及び南東部に小規模な農地も残存します。</p> <p>C案は最も造成面積が小さく、優良農地である対象計画区域西部の農地を残存させ、営農環境に最大限配慮した案であり、環境負荷は最も小さく、農地も多く保全されます。</p> <p>報告書では、これらの特徴を踏まえ、事業実施によって生じる社会経済面、環境面の影響の違いを「第7章 対象計画の原案の評価」で相対的に評価しました。</p>
4. 土地利用に係る考え方について		
4	現況の農地を工業系土地利用に変更することについて、その妥当性を経済面の観点だけでなく、「1計画の目的及び内容について」で示した整備方針と理念に基づき分かりやすく示すこと。	<p>上位計画では、地域住民との意見交換の結果、荻島地域の理想の将来像として「利便性が高く、安心して住める緑豊かな活力のある地域づくり」と定めており、主な施策として「新規工業・流通系土地利用の必要性・可能性の検討」を位置付けています。</p> <p>この様な背景から、荻島地域の交通利便性を活かしながら、農地や田園風景と調和した産業基盤整備を推進し、理想の将来像の実現に資するために、現況の農地の一部を工業系土地利用に変更する計画としており、「2.6.1 対象計画の背景」に示しました。</p>
5. 個別の評価項目について		
5	(1) 全般的事項	<p>事業の実施により、周辺の農地利用に与える影響として、景観資源である田園風景の視認特性の変化について整理しました。</p> <p>また、対象計画区域内に位置する水路の改変等による上下流の農地への影響は、対象計画の内容・規模、工事内容等が具体的に想定できる事業実施段階において検討します。</p>
	工業団地や流通業務施設の造成が周辺の農地利用に与える影響も推計すること。	
6	(2) 温室効果ガス	<p>自動車交通の発生による温室効果ガス発生量を、調査・予測・評価対象とする影響項目として追加しました。事業活動により発生する貨物車及び従業員が利用する乗用車による燃料消費量の観点から調査、予測及び評価を行いました。</p>
	施設の稼働だけでなく、自動車交通の発生についても予測及び評価を行うこと。	
7	(3) 動物	<p>文献調査で抽出された保全すべき動物種のうち、現地踏査の結果を踏まえ、特に農地への依存性が高い種を「対象計画区域内で確認される可能性が高い種」として整理し、種の特性、周辺での確認事例等から、予測及び評価を行いました。</p>
	計画地や周辺の農地に特有の鳥類や昆虫等に留意して、調査、予測及び評価を行うこと。	
8	(4) 植物	<p>文献調査で抽出された保全すべき植物種のうち、現地踏査の結果を踏まえ、特に農地への依存性が高い種を「対象計画区域内で確認される可能性が高い種」として整理し、種の特性、周辺での確認事例等から予測及び評価を行いました。</p>
	計画地や周辺の農地に特有の植物群落や植物種の現況及びその生育環境に留意して、調査、予測及び評価を行うこと。	

9	(5)景観	対象計画区域周辺の田園風景や屋敷林を景観資源として捉え、調査・予測・評価対象とする環境項目として「景観」を追加し、調査、予測、評価を行いました。
	計画地周辺の田園風景や屋敷林は景観資源と考えられることから、景観について調査、予測及び評価を行うこと。	
<b>6. 情報の周知について</b>		
10	報告書の内容については、関係市の広報紙への掲載や説明会の開催など、埼玉県環境影響評価実施要領第7条に基づいて十分に周知を行うこと。	本報告書の内容の周知は、埼玉県戦略的環境影響評価実施要領に基づき、「8.1 報告書の周知・説明」に示すとおり、関係市への広報誌やインターネットホームページへの掲載を行うとともに、関係市ごとに本報告書に関する説明会を実施する予定です。

## 第5章 関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法

### 5.1 関連する社会経済面の推計の項目の選定

「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針」別表3にあげられた「社会経済面の調査、推計に係る社会経済要素の範囲」のうち、本事業により影響・効果が発生すると考えられる項目は、表5.1-1に示すとおりである。

表 5.1-1 関連する社会経済面の推計項目

社会経済要素	推計項目
事業に係る費用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概算事業費</li> <li>・事業期間</li> <li>・事業採算性</li> </ul>
事業の経済的効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事、建設に伴う雇用促進の便益</li> <li>・新たな産業立地に伴う雇用促進の便益</li> <li>・宅地利用価値の増大（地価の比較）</li> <li>・固定資産税等の税収便益</li> <li>・農業粗生産額の変化</li> </ul>
事業の社会的な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交通の改善</li> <li>・住民の移転（従業者の流入）</li> </ul>

### 5.2 関連する社会経済面の調査、推計の手法

計画書の内容を踏まえて実施した、関連する社会経済面の調査、推計の手法は表5.2-1に示すとおりである。

なお、調査等によって得られた結果は、項目ごとの仮定に基づく推計値であり、事業の実施段階においては、改めて計画内容を踏まえた精査を行うこととする。

表 5.2-1 関連する社会経済面の推計手法※

社会経済要素	推計項目	調査・推計の手法
事業にかかる費用等	概算事業費	土地利用計画に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して算定する。
	事業期間	工事・建設の規模に基づいて、類似事例等に基づき算定する。
	事業採算性	分譲価格を a 億円/ha(定数)として設定し、事業採算性=分譲価格×分譲面積-概算事業費、として算定する。
事業の経済的効果	工事、建設に伴う雇用促進の便益	工事・建設に係る期間、規模等に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して、算定する。
	新たな産業立地に伴う雇用促進の便益	土地利用計画に基づいて、既存資料等に基づく原単位を利用して算定する。
	宅地利用価値の増大（地価の比較）	既存資料に基づいて、事業を実施した場合の地価(a 億円/ha)と、実施しない場合（現況）の地価との比較を行い、事業効果を算定する。
	固定資産税等の税収便益	既存資料等に基づく原単位を利用して、事業を実施した場合と、事業を実施しない場合（現況）の固定資産税等の比較を行い、事業効果を算定する。
事業の社会的な影響	農業粗生産額の変化	越谷市の単位面積当たりの農業粗生産額に基づき、事業を実施した場合の農業粗生産額の変化を算定する。
	地域交通の改善	土地利用計画に基づき、自動車類の発生集中交通量を推計し、算定する。
	住民の移転（従業者の流入）	土地利用計画に基づき、類似事例から事業に伴う雇用により市外からどの程度の住民が移転してくるかを算定する。

※ 計画書に記載した調査・推計手法を更新した。

## 第6章 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法

### 6.1 環境影響要因の把握

本事業が実施された場合に生じると考えられる環境要因のうち、調査、予測、評価の対象とすることが望ましい環境要因と環境項目は、以下の2点に該当する要因、項目とした。

- ①戦略的環境影響評価が対象とする、土地利用計画及び環境配慮事項の検討段階(計画の立案段階)で検討することが望ましい項目
- ②複数原案間において、環境への影響に有意な差が生じると考えられる項目

### 6.2 選定した環境影響評価項目

計画書の内容を踏まえて選定した環境影響評価項目と選定理由は表 6.2-1 に示すとおりである。

表 6.2-1 戦略的環境影響評価の項目の選定理由※

環境項目		選定理由
地球環境	温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働により、対象計画区域から現況よりも温室効果ガス発生量が増加するため。</li> <li>・自動車交通の発生により、現況よりも自動車の走行による温室効果ガス発生量が増加するため。</li> </ul>
水環境	水象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成地及び施設の存在により、地下浸透などの水循環に影響を与える可能性があるため。</li> </ul>
大気環境	大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働により、大気質への影響が想定されるため。</li> <li>・自動車交通の発生により、大気質への影響が想定されるため。</li> </ul>
	騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車交通の発生により、騒音の影響が想定されるため。</li> </ul>
	振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車交通の発生により、振動の影響が想定されるため。</li> </ul>
自然環境	動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の造成工事により、保全すべき動物に影響を与える可能性があるため。</li> <li>・造成地及び施設の存在により、保全すべき動物に影響を与える可能性があるため。</li> </ul>
	植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の造成工事により、保全すべき植物、植生及び保全すべき群落に影響を与える可能性があるため。</li> <li>・造成地及び施設の存在により、保全すべき植物、植生及び保全すべき群落に影響を与える可能性があるため。</li> </ul>
	生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の造成工事により、地域を特徴づける生態系に影響を与える可能性があるため。</li> <li>・造成地及び施設の存在により、地域を特徴づける生態系に影響を与える可能性があるため。</li> </ul>
人と自然とのふれあい	景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成地及び施設の存在により、対象計画区域周辺の景観資源である田園風景及び地域の屋敷林に影響を与える可能性があるため。</li> </ul>

※ 計画書に記載した環境影響評価項目に「景観」を追加した。

## 6.3 調査、予測、評価の手法

### 6.3.1 調査、予測の手法

埼玉県戦略的環境影響評価技術指針、計画書及び計画書についての意見の内容を踏まえて実施した環境面の項目の調査、予測の手法は、表 6.3-1 に示すとおりである。

調査は、原則として既存資料に基づいて行い、必要に応じて現地踏査やヒアリングにより補完した。

なお、調査等によって得られた結果は、項目ごとの仮定に基づく推計値であり、事業の実施段階においては、改めて計画内容を踏まえた精査を行うこととする。

表 6.3-1(1) 環境面の選定項目の調査及び予測の手法※

環境項目		影響要因	調査の手法	予測手法
地球環境	温室効果ガス	施設の稼働 自動車交通の発生	①調査事項 ・施設用途及び面積 ・施設稼働時の排出原単位等 ・自動車交通の発生量 ・樹林による吸収量 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	施設の稼働、自動車交通の発生により発生する二酸化炭素の量について、原単位等を用いて推計する。
	水象	造成地・施設の存在	①調査事項 ・造成、施設整備による浸透面積の変化 ・土地利用別の流出係数 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	現況と造成地・施設の存在後の浸透面積及び流出係数を比較することにより、水循環への影響の程度を推計する。
大気環境	大気質	施設の稼働 自動車交通の発生	①調査事項 ・施設稼働時の排出原単位等 ・施設の燃料消費量 ・自動車交通の発生量 ・自動車の排出原単位等 ・周辺道路の状況等 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	施設の稼働、自動車交通の発生により発生する大気汚染物質濃度の変化の程度について、原単位等を用いて推計する。
	騒音・振動	自動車交通の発生	①調査事項 ・自動車交通の発生量 ・自動車の音響パワーレベル等 ・周辺道路の状況等 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	自動車交通の発生により発生する騒音及び振動の程度について、原単位等を用いて推計する。

※ 計画書に記載した調査・予測手法を更新した。

表 6.3-1(2) 環境面の選定項目の調査及び予測の手法※

環境項目		影響要因	調査の手法	予測手法
自然環境	動物	造成等の工事 造成地・施設の有存在	①調査事項 ・保全すべき動物種の現況 ・保全すべき動物種の生息環境の現況 ②調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺 ③調査方法 ・原則、既存資料等の収集・整理 ・必要に応じて現地踏査及びヒアリング	保全すべき動物種及びその生息環境を把握し、これらがどの程度の影響を受ける可能性があるかについて、現況と計画の比較により整理する。
	植物	造成等の工事 造成地・施設の有存在	①調査事項 ・保全すべき植物種の現況 ・保全すべき植物種の生育環境の現況 ・保全すべき植物群落の現況 ②調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺 ③調査方法 ・原則、既存資料等の収集・整理 ・必要に応じて現地踏査及びヒアリング	保全すべき植物種及びその生育環境、植物群落を把握し、これらがどの程度の影響を受ける可能性があるかについて、現況と計画の比較により整理する。
	生態系	造成等の工事 造成地・施設の有存在	①調査事項 ・動植物の生息・生育環境のタイプ、分布、量の現況 ②調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺 ③調査方法 ・原則、既存資料等の収集・整理 ・必要に応じて現地踏査及びヒアリング	地域の動植物の生息・生育環境がどの程度の影響を受ける可能性があるかについて、現況と計画の比較により整理する。
人と自然のふれあい	景観	造成等の工事 造成地・施設の有存在	①調査事項 ・対象計画区域周辺の景観資源の現況 ②調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理 ・現地踏査	対象計画区域周辺の景観資源がどの程度の影響を受ける可能性があるかについて、現況と計画の比較により整理する。

### 6.3.2 評価の手法

評価項目ごとに、事業を実施した場合における環境への影響を整理し、環境配慮に係る課題の抽出を行うことで評価とする。また、各原案の間で影響が明確に異なる場合は、原案の比較評価を行う。

※ 計画書に記載した調査及び予測の手法の環境項目に景観を追加し、植物の調査の手法及び予測手法に保全すべき植物種の現況、保全すべき植物種の生育環境の現況を追加したため、計画書の内容を更新した。

## 第7章 対象計画の原案の評価

### 7.1 複数原案の比較

#### 7.1.1 対象計画の原案について

計画原案は、A案、B案、C案の3案である。表 7.1-1 に示すとおり、用地形状について現況の農地、用排水路、道路との配置を勘案したもので、造成面積が異なる。

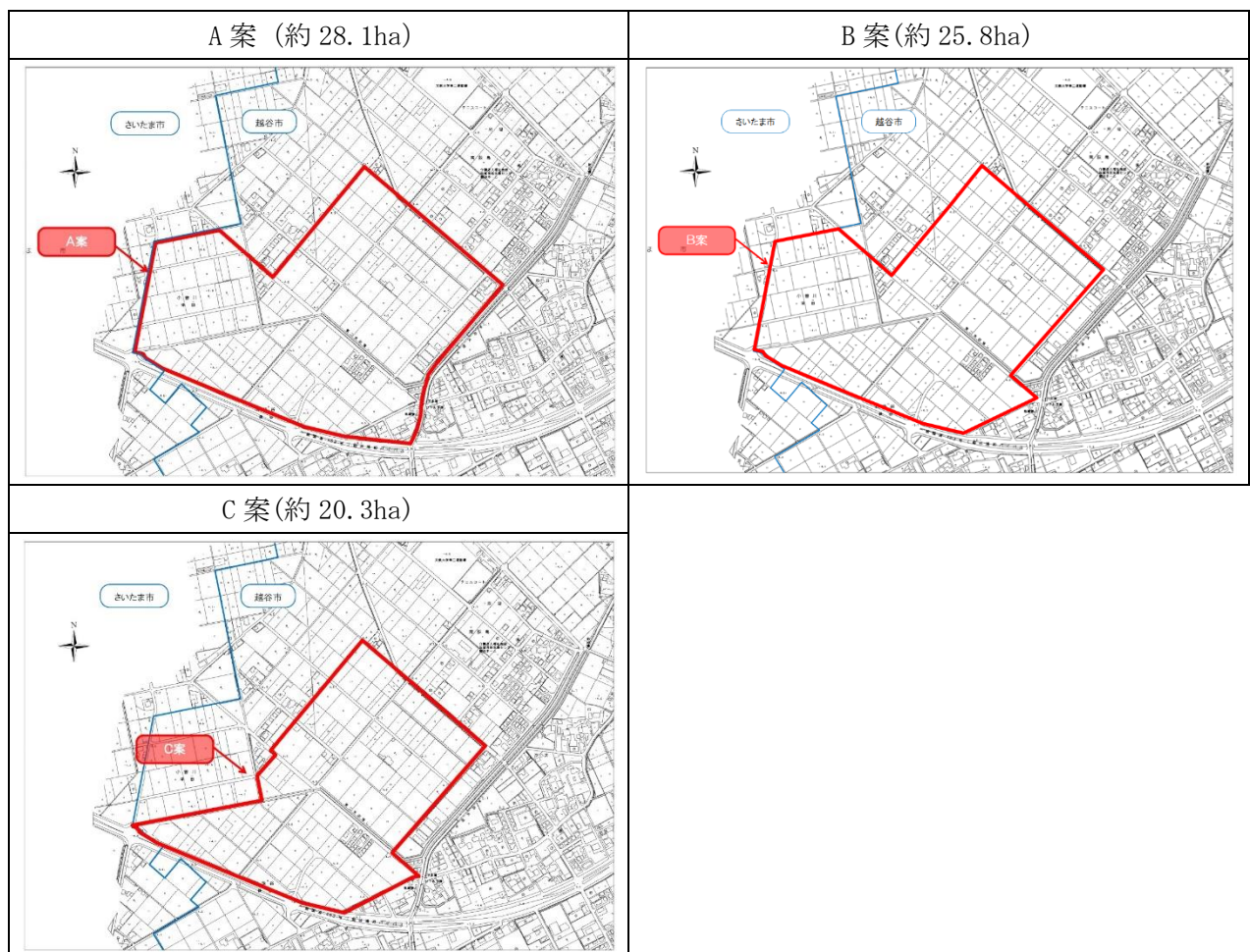
A案(約 28.1ha)は、造成面積がB案、C案と比べて大きい案である。計画区域の東部及び南東部に位置する農地や宅地、事業地を含んでいるため、東部及び南東部に小区画の農地が孤立することはない。

B案(約 25.8ha)は、造成面積がA案、C案の中間となる案である。計画区域の東部及び南東部に位置する住宅や事業地への影響を可能な限り抑えた案であり、東部及び南東部の小区画の農地が残存する。

C案(約 20.3ha)は、造成面積が3案で最も小さく、計画区域の西部に位置する優良農地を可能な限り残存させ、営農の継続を確保できるよう配慮した案である。また、東部及び南東部に位置する小区画の農地が残存し、住宅地や事業地への影響をできる限り抑えている。

なお、各原案の目的、位置、環境配慮の基本的な方向性は、案による違いはない。

表 7.1-1 対象計画の原案





### 7.1.2 導入機能について

「2.6.2 対象計画の整備方針」(p2-17)に示したとおり、現時点で想定される産業団地像として、誘致業種を自動車関連産業、食品産業、医薬品関連産業を主とした製造業及び流通加工業とし、それらが同比率で立地すると仮定した。これらを前提として、A案、B案、C案の3案を比較、検討した。この場合の土地利用想定面積は表 7.1-2 に示すとおりである。

表 7.1-2 土地利用想定面積

計画原案	A 案	B 案	C 案	
対象計画区域面積	28.1ha	25.8ha	20.3ha	
対象計画区域面積に対する 公共用地等の土地利用比率	18.6%	18.6%	18.6%	
土地利用想定面積	製造業	11.4ha	10.5ha	8.3ha
	流通産業	11.4ha	10.5ha	8.3ha
	公共用地	5.3ha*	4.8ha	3.7ha*

\*）四捨五入の関係上、土地利用想定面積の合計が対象計画区域面積と等しくならない案については、過不足分を公共用地面積に繰り入れて記載した。

### 7.2 社会経済面の調査、推計、評価の結果

社会経済面の調査、推計及び評価の結果は、表 7.2-1～3 に示すとおりである。相対評価の視点に基づき、最も優れている案の値を 100% (◎) とし、その±5%の範囲内であれば同等 (○) と判断し、それ以上の差がある場合は優劣 (△) の判断を行った。

表 7.2-1 社会経済面（事業にかかる費用等）の調査、推計、評価の結果

項目	A 案	B 案	C 案	評価の視点
【概算事業費】	140.5 億円	129.0 億円	101.5 億円	事業費が少ないこと
相対的比率	138%	127%	100%	
相対評価	△	△	◎	
【事業期間】	3 年	3 年	3 年	事業期間が短いこと
相対的比率	100%	100%	100%	
相対評価	○	○	○	
【事業採算性】	28.1 × (0.814a-5) 億円	25.8 × (0.814a-5) 億円	20.3 × (0.814a-5) 億円	造成後の分譲価格と概算事業費の差が大きいこと
相対的比率	100%	92%	72%	
相対評価	◎	△	△	

注) 相対的比率：評価の視点に基づき、最も優れている案の値を 100%とした。

相対評価

◎：最も優れている。

○：他の案と同じまたはほとんど差がない(最も優れている案との相対的比率の差が±5%以内)

△：劣っている(最も優れている案との相対的比率の差が5%超)

表 7.2-2 社会経済面（事業の経済的効果）の調査、推計、評価の結果

項目	A 案	B 案	C 案	評価の視点
【工事、建設に伴う雇用促進の便益】	100%	92%	72%	工事期間の雇用人数の比が大きいこと
相対的比率	100%	92%	72%	
相対評価	◎	△	△	
【新たな産業立地に伴う雇用促進の便益】	1,370 人	1,261 人	997 人	従業者数が多いこと
相対的比率	100%	92%	73%	
相対評価	◎	△	△	
【宅地利用価値の増大(地価の比較)】	22.8×(a-4.04) 億円	21.0×(a-4.04) 億円	16.6×(a-4.04) 億円	事業実施前後の地価総額の差が大きいこと
相対的比率	100%	92%	73%	
相対評価	◎	△	△	
【固定資産税の税収便益】	16,719 万円	15,692 万円	12,517 万円	事業実施前後の固定資産税額の差が大きいこと
相対的比率	100%	94%	75%	
相対評価	◎	△	△	
【農業産出額の変化】	3,502.0 万円	3,281.2 万円	2,495.0 万円	農業産出額の減少が小さいこと
相対的比率	140%	132%	100%	
相対評価	△	△	◎	

注) 相対的比率：評価の視点に基づき、最も優れている案の値を 100%とした。

相対評価

◎：最も優れている。

○：他の案と同じまたはほとんど差がない(最も優れている案との相対的比率の差が±5%以内)

△：劣っている(最も優れている案との相対的比率の差が 5%超)

表 7.2-3 社会経済面（事業の社会的影響）の調査、推計、評価の結果

項目	A 案	B 案	C 案	評価の視点
【地域交通の改善】	4,034 台/日	3,714 台/日	2,936 台/日	発生集中交通量が少ないこと
相対的比率	137%	126%	100%	
相対評価	△	△	◎	
【住民の移転（従業者の流入）】	670 人	617 人	488 人	市内常住人口の増加人数が多いこと
相対的比率	100%	92%	73%	
相対評価	◎	△	△	

注) 相対的比率：評価の視点に基づき、最も優れている案の値を 100%とした。

相対評価

◎：最も優れている。

○：他の案と同じまたはほとんど差がない(最も優れている案との相対的比率の差が±5%以内)

△：劣っている(最も優れている案との相対的比率の差が 5%超)

### 7.3 環境面の調査、予測、評価の結果

環境面の調査、予測、評価の結果は表 7.3-1～表 7.3-3 に示すとおりである。定量的な評価が可能な場合は、相対評価の視点に基づき、最も優れている案の値を 100% (◎) とし、その±5%の範囲内であれば同等 (○) と判断し、それ以上の差がある場合は優劣 (△) の判断を行った。なお、定量的な評価が困難な動物、植物及び生態系については、項目により定性的な相対評価により優劣の判断を行った。

表 7.3-1 環境面の調査、推計、評価の結果

項目	A 案	B 案	C 案	評価の視点
<b>【温室効果ガス】</b> 施設の稼動に伴う二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量	24,830.5 tCO <sub>2</sub> /年	22,870.1 tCO <sub>2</sub> /年	18,078.4 tCO <sub>2</sub> /年	施設の稼動に伴う二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量が少ないこと
相対的比率	137%	127%	100%	
相対評価	△	△	◎	
<b>【温室効果ガス】</b> 自動車交通の発生に伴う二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量	51,050.0 tCO <sub>2</sub> /年	47,021.7 tCO <sub>2</sub> /年	37,161.7 tCO <sub>2</sub> /年	自動車交通の発生に伴う二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量が少ないこと
相対的比率	137%	127%	100%	
相対評価	△	△	◎	
<b>【水象】</b> 現況と造成地の存在時との平均雨水流出係数の差	0.436	0.411	0.336	現況と造成地の存在時との平均雨水流出係数の差が小さいこと
相対的比率	130%	122%	100%	
相対評価	△	△	◎	
<b>【水象】</b> 現況と施設の存在時との平均雨水流出係数の差	0.087	0.093	0.087	現況と施設の存在時との平均雨水流出係数の差が小さいこと
相対的比率	100%	107%	100%	
相対評価	○	△	○	
<b>【大気質】</b> 施設の稼動に伴う大気汚染物質(NO <sub>x</sub> )排出量	4,992.2 m <sup>3</sup> N/年	4,598.1 m <sup>3</sup> N/年	3,634.7 m <sup>3</sup> N/年	施設の稼動に伴う大気汚染物質(NO <sub>x</sub> )排出量が小さいこと
相対的比率	137%	127%	100%	
相対評価	△	△	◎	
<b>【大気質】</b> 自動車交通の発生に伴う大気汚染物質(NO <sub>x</sub> )排出量	456.0 g/日・km	419.9 g/日・km	331.9 g/日・km	自動車交通の発生に伴う大気汚染物質(NO <sub>x</sub> )排出量が小さいこと
相対的比率	137%	127%	100%	
相対評価	△	△	◎	
<b>【騒音】</b> 自動車交通の発生に伴う等価騒音レベル	72.1dB	71.8dB	70.7dB	自動車交通の発生に伴う等価騒音レベルが小さいこと
相対的比率	102%	102%	100%	
相対評価	○	○	◎	
<b>【振動】</b> 自動車交通の発生に伴う振動レベル	62.1dB	61.8dB	61.1dB	自動車交通の発生に伴う振動レベルが小さいこと
相対的比率	102%	101%	100%	
相対評価	○	○	◎	

注) 相対的比率：評価の視点に基づき、最も優れている案の値を 100%とした。

相対評価

◎：最も優れている。

○：他の案と同じまたはほとんど差がない(最も優れている案との相対的比率の差が±5%以内)

△：劣っている(最も優れている案との相対的比率の差が 5%超)

表 7.3-2 環境面の調査、予測、評価の結果

項目	A 案	B 案	C 案	評価の視点
【動物】 利用可能な資源の量	0.0ha (消失)	0.6ha	3.3ha	事業実施後の水田・湿性 草地の残存量が多いこ と
相対的比率	0%	18%	100%	
相対評価	△	△	◎	
【動物】 対象計画区域内で確認さ れる可能性の高い種への 影響*	C 案に比べて残 存量が 少ない	C 案に比べて残 存量が 少ない	A 案、B 案に比べ て残存量が多い	事業実施後の生息環境 の残存量が多いこと
相対的比率	—	—	—	
相対評価	△	△	◎	
【植物】 保全すべき植物群落 及び大径木の生育場所	直接改変なし	直接改変なし	直接改変なし	保全すべき植物群落及 び大径木の生育場所が 可能な限り保全される こと
相対的比率	改変なし	改変なし	改変なし	
相対評価	○	○	○	
【植物】 利用可能な資源の量	0.0ha (消失)	0.6ha	3.3ha	事業実施後の水田・湿性 草地の残存量が多いこ と
相対的比率	0%	18%	100%	
相対評価	△	△	◎	
【植物】 対象計画区域内で確認さ れる可能性の高い種への 影響*	C 案に比べて残 存量が 少ない	C 案に比べて残 存量が 少ない	A 案、B 案に比べ て残存量が多い	事業実施後の生育環境 の残存量が多いこと
相対的比率	—	—	—	
相対評価	△	△	◎	

注) 相対的比率：評価の視点に基づき、最も優れている案の値を 100%とした。

相対評価

◎：最も優れている。

○：他の案と同じまたはほとんど差がない(最も優れている案との相対的比率の差が±5%以内)

△：劣っている(最も優れている案との相対的比率の差が 5%超)

\*) 対象計画区域内で確認される可能性の高い種への影響は、定量的な評価が困難であるため、現況及び各原案との比較による定性的な評価とした。

表 7.3-3 環境面の調査、予測、評価の結果

項目	A 案	B 案	C 案	評価の視点
【生態系】 利用可能な資源の量	0.0ha (消失)	0.6ha	3.3ha	事業実施後の水田・ 湿性草地の残存量が多い こと
相対的比率	0%	18%	100%	
相対評価	△	△	◎	
【生態系】 種多様性*	C 案に比べて影 響が大きい	C 案に比べて影 響が大きい	A 案、B 案に 比べて影響 が小さい	種多様性の低下の程度が 小さいこと
相対的比率	—	—	—	
相対評価	△	△	◎	
【生態系】 緩衝機能	5.4ha	5.1ha	4.0ha	緩衝機能の向上の程度 (樹林値の面積の増加量) が大きいこと
相対的比率	100%	94%	74%	
相対評価	◎	△	△	
【生態系】 生物ネットワーク機能*	地域全体への 著しい影響は ない	地域全体への 著しい影響は ない	地域全体への 著しい影響は ない	動植物の生息・生育環境 の分断が生じないこと
相対的比率	—	—	—	
相対評価	○	○	○	
【景観】 地域の屋敷林	直接改変あり	直接改変なし	直接改変なし	対象計画区域内の地域の 屋敷林が可能な限り保全 されること
相対的比率	改変あり	改変なし	改変なし	
相対評価	△	○	○	
【景観】 田園風景の残存量	0.0ha (消失)	0.6ha	3.3ha	事業実施後の水田・湿性 草地の残存量が多いこと
相対的比率	0%	18%	100%	
相対評価	△	△	◎	

注) 相対的比率：評価の視点に基づき、最も優れている案の値を 100%とした。

相対評価

◎：最も優れている。

○：他の案と同じまたはほとんど差がない(最も優れている案との相対的比率の差が±5%以内)

△：劣っている(最も優れている案との相対的比率の差が 5%超)

\*) 種多様性、生物ネットワーク機能は、定量的な評価が困難であるため、現況及び各原案との比較による定性的な評価とした。

#### 7.4 環境面と社会経済面の背反する関係

調査、予測、評価の対象とした項目において、背反関係が生じる環境面の影響と社会経済面の効果は、表 7.4-1 に示すとおりである。

各評価項目の評価において明確な背反関係が見られるのは、環境面の「温室効果ガス」、「水象(造成地の存在時)」、「大気質(施設の稼働)」、「大気質(自動車交通の発生)」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」への影響に対して、社会経済面の「事業採算性」、「工事、建設に伴う雇用促進の便益」、「新たな産業立地に伴う雇用促進の便益」、「宅地利用価値の増大(地価の比較)」、「固定資産税の税収便益」、「住民の移転(従業者の流入)」への効果である。

これらの項目では、改変する面積が大きくなるほど環境面での評価が下がり、一方、社会面での評価が高くなる。その他の評価項目については、明確な背反性は見られない。

表 7.4-1 背反関係が生じる環境面の影響と社会経済面の効果

環境面の影響	社会経済面の効果
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 温室効果ガス(施設の稼働)</li><li>・ 温室効果ガス(自動車交通の発生)</li><li>・ 水象(造成地の存在時)</li><li>・ 大気質(施設の稼働)</li><li>・ 大気質(自動車交通の発生)</li><li>・ 動物</li><li>・ 植物</li><li>・ 生態系</li><li>・ 景観</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業採算性</li><li>・ 工事、建設に伴う雇用促進の便益</li><li>・ 新たな産業立地に伴う雇用促進の便益</li><li>・ 宅地利用価値の増大(地価の比較)</li><li>・ 固定資産税の税収便益</li><li>・ 住民の移転(従業者の流入)</li></ul>

## 7.5 環境配慮の方向性

本報告書では、各原案に対し、各案の用地形状による現況の農地や造成面積の違いにより検討を行ったが、土地利用計画や造成の工法、立地施設等の違いについては、現時点では不確定であるため、いずれの案でも配慮・検討すべき事項として、想定できる限りの環境配慮の方向性を次の「7.5.1 温室効果ガス」～「7.5.6 景観」に挙げた。

これらについて、事業が実施される場合における事業者は、県及び市による環境配慮に関する計画及び本報告書の評価結果等を踏まえ、事業実施段階の環境影響評価に基づく影響の調査、予測及び評価の際に、具体的・効果的な環境保全対策として反映あるいは検討していく必要がある。

### 7.5.1 温室効果ガス

#### (1) 化石燃料や電力エネルギー使用の抑制

- ・ 搬出入等の車両や通勤車両について、エコカーの導入やマイカー通勤の抑制を励行するよう指導する。
- ・ 搬出入等の車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス適合車の採用を指導する。
- ・ 搬出入等の車両のアイドリングストップを励行するよう指導する。
- ・ 対象計画区域内道路の街路灯等について、LED照明等を導入する。

#### (2) 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)吸収量増加の促進

- ・ 対象計画区域内の緑化(外周緑地等)に努める。

### 7.5.2 水象

- ・ 調整池において雨水の貯留・放流量の調節を行うなど、過剰な流出を抑制する方策を検討する。

### 7.5.3 大気質

- ・ 搬出入等の車両の走行については、特定の日、特定の時間帯、特定の場所に車両が集中しないよう計画的な運行管理を指導する。
- ・ 実行可能な範囲で最新の排出ガス適合車の採用を指導する。
- ・ アイドリングストップを励行するよう指導する。
- ・ 空吹かしなどの過負荷運転の抑制を啓発する。
- ・ 車両整備を適切に実施させ、排ガスの発生抑制を啓発する。

### 7.5.4 騒音・振動

- ・ 搬出入等の車両の走行については、特定の日、特定の時間帯、特定の場所に車両が集中しないよう計画的な運行管理を指導する。
- ・ 周辺的生活環境に配慮し、夜間等は騒音・振動が抑制されるよう計画的な運行管理を指導する。
- ・ アイドリングストップを励行するよう指導する。



- ・ 空吹きなどの過負荷運転の抑制を啓発する。
- ・ 車両整備を適切に実施させ、騒音・振動の発生抑制を啓発する。

#### 7.5.5 動物、植物及び生態系

##### (1) 計画段階の配慮

- ・ 保全すべき動植物について、生息・生育環境の保全・創出方策を検討する。
- ・ 外周緑地等に植栽する植物について、対象計画区域周辺の樹林地等の状況を踏まえて樹種等の選定を行い、地域の生息・生育環境に配慮する。

##### (2) 工事中の配慮

- ・ 排出ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械の使用に努めるよう指導する。
- ・ 対象計画区域下流の生息・生育環境への影響を緩和するため、十分な濁水対策を行ったうえで工事を行う。
- ・ 工事区域以外の水田・湿性草地にむやみに立ち入らないなど、残存する生息・生育環境の保全に努める。
- ・ モニタリング調査によって環境配慮の実施状況及びその効果を確認・検証する。

##### (3) 供用時の配慮

- ・ モニタリング調査によって環境配慮の実施状況及びその効果を確認・検証する。

#### 7.5.6 景観

- ・ 外周緑地等に植栽する植物について、地域の屋敷林を構成する樹種等の状況を踏まえて樹種等の選定を行う。
- ・ 工事区域以外の水田・湿性草地、地域の屋敷林にむやみに立ち入らないなど、残存する景観資源の保全に努める。

## 7.6 総括

本章において述べた各原案の評価、長所・短所をまとめると、表 7.6-1、表 7.6-2 に示すとおりである。

表 7.6-1 対象計画原案の評価（総括）社会経済面及び環境面

評価項目		A 案	B 案	C 案	
社会経済面	事業に係る費用等	概算事業費	△	△	◎
		事業期間	○	○	○
		事業採算性	◎	△	△
	事業の経済的効果	工事、建設に伴う雇用促進の便益	◎	△	△
		新たな産業立地に伴う雇用促進の便益	◎	△	△
		宅地利用価値の増大（地価の比較）	◎	△	△
		固定資産税の税収便益	◎	△	△
		農業粗生産額（農業産出額）の変化	△	△	◎
	事業の社会的効果	地域交通の改善	△	△	◎
		住民の移転（従業者の流入）	◎	△	△
環境面	温室効果ガス	施設の稼働等に伴う二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量	△	△	◎
		水象	現況と造成地の存在時との平均雨水流出係数の差	△	△
	現況と施設の存在時との平均雨水流出係数の差		○	△	○
	大気質	施設の稼働に伴う窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )排出量	△	△	◎
		自動車交通の発生に伴う窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )排出量	△	△	◎
	騒音	自動車交通の発生に伴う等価騒音レベル	○	○	◎
	振動	自動車交通の発生に伴う振動レベル	○	○	◎
	動物	利用可能な資源の量	△	△	◎
		対象計画区域内で確認される可能性の高い種への影響	△	△	◎
	植物	保全すべき植物群落及び大径木の生育場所	○	○	○
		利用可能な資源の量	△	△	◎
		対象計画区域内で確認される可能性の高い種への影響	△	△	◎
	生態系	利用可能な資源の量	△	△	◎
		種多様性	△	△	◎
		緩衝機能	◎	△	△
		生物ネットワーク機能	○	○	○
	景観	地域の屋敷林	△	○	○
田園風景		△	△	◎	

注) 対象計画原案間の相対評価

◎：最も優れている、○：最も優れている案と同じまたはほとんど差がない、△最も優れている案より劣っている

表 7.6-2 対象計画原案の評価(総括)

原案	長所・短所	用地の形状
<p>A 案 (28.1ha)</p>	<p><b>【長所】</b> 造成面積が最も大きいことから、「事業採算性」や「雇用促進の便益」など、社会経済面の効果では有利である。 緩衝緑地の整備による緑化面積が最も大きく、環境面の影響のうち「緩衝機能」では有利である。</p> <p><b>【短所】</b> 「温室効果ガス」や、「大気質」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」など、環境面の影響では B 案、C 案に劣る。</p>	
<p>B 案 (25.8ha)</p>	<p><b>【長所】</b> 造成面積は A 案と C 案の間であることから、社会経済面、環境面のいずれにおいても中間的な効果、影響が想定される。</p> <p><b>【短所】</b> 環境面の影響のうち、「水象(施設の存在時)」は A 案、C 案に劣る。 また A 案よりも造成面積が小さいが、農地等の動植物の生息・生育環境は対象計画区域の東部及び南東部に孤立して残存するのみであり、「種多様性」の観点からみた質的な劣化の程度は、A 案と大きな優劣の差はない。</p>	
<p>C 案 (20.3ha)</p>	<p><b>【長所】</b> 造成面積が最も小さいことから、社会経済面のうち、「概算事業費」、「農業産出額の変化」、「地域交通の改善」での影響が小さく、有利になっている。 環境面の影響も最も小さく、「温室効果ガス」、「大気質」、「動物」、「植物」などで有利である。</p> <p><b>【短所】</b> 「事業採算性」や「雇用促進の便益」など、社会経済面の効果は A 案、B 案に劣る。 緩衝緑地による緑化面積が最も小さく、環境面の影響のうち「緩衝機能」では A 案、B 案に劣る。</p>	



## 第8章 報告書に係る実施計画

### 8.1 報告書の周知・説明

#### 8.1.1 インターネットホームページへの掲載

埼玉県環境部環境政策課及び越谷市都市整備部都市計画課のインターネットホームページにおいて、本戦略的環境影響評価報告書を公開する。ホームページアドレスは、表 8.1-1 に示すとおりである。

表 8.1-1 報告書を公開するインターネットホームページ

所在	アドレス
埼玉県 環境部 環境政策課	<a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0501/index.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0501/index.html</a>
越谷市 都市整備部 都市計画課	<a href="https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/ku-rashi/sumai/oshirase/senryaku_houkokusyo.html">https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/ku-rashi/sumai/oshirase/senryaku_houkokusyo.html</a>

#### 8.1.2 広報紙等による周知

越谷市、さいたま市及び川口市の広報誌等において、縦覧場所、縦覧期間等の情報を周知する計画である。

#### 8.1.3 その他の手法による周知

本報告書を埼玉県庁及び関係地域にあたる市役所等において縦覧・閲覧に供する。

縦覧・閲覧は、平成30年6月26日から平成30年7月26日まで行う。

縦覧・閲覧場所は表 8.1-2 に示すとおりである。

表 8.1-2 埼玉県及び関係地域における縦覧・閲覧場所

埼玉県	〔縦覧〕 環境政策課、中央環境管理事務所、越谷環境管理事務所 〔閲覧〕 県政情報センター、県立久喜図書館、県立熊谷図書館
さいたま市	〔縦覧〕 環境対策課、岩槻区役所、緑区役所 〔閲覧〕 岩槻東部図書館、美園図書館
川口市	〔縦覧〕 環境総務課（朝日環境センターリサイクルプラザ） 〔閲覧〕 戸塚環境センター
越谷市	〔縦覧〕 都市計画課、環境政策課、情報公開センター、荻島地区センター 〔閲覧〕 リサイクルプラザ、大袋地区センター、北越谷地区センター、出羽地区センター

#### 8.1.4 説明会の開催

縦覧期間中に、本報告書に関する説明会を越谷市、さいたま市、川口市でそれぞれ1回実施する。

開催場所、日程等は表 8.1-3 に示すとおりであり、報告書公開時に合わせて周知する計画である。

表 8.1-3 説明会の開催日時及び開催場所

越谷市	7/4(水) 19:00～20:00	荻島地区センター 多目的ホール
川口市	7/8(日) 10:00～11:00	戸塚環境センター 研修室
さいたま市	7/8(日) 14:00～15:00	美園公民館 講座室

## 8.2 報告書に関する意見聴取

本報告書に対する意見は、縦覧期間中に、窓口及び郵送で受け付ける。意見の受付窓口となる住所・宛先及び意見提出要領は、表 8.2-1 の内容を予定する。

表 8.2-1 報告書に対する意見の受付窓口及び提出要領

住所・宛先	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所 都市整備部 都市計画課
意見提出要領	<ul style="list-style-type: none"><li>・意見書の様式は、上記のインターネットホームページに掲載するほか、各縦覧場所に備え付けるものを使用する。</li><li>・意見書には、意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載する。</li><li>・意見書の提出対象である報告書の名称（「越谷荻島地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書」）を併記する。</li></ul>

## 第9章 調査等の受託者の氏名及び住所

名称：日本都市技術株式会社 東日本支社

代表者の氏名：東日本支社長 井出 慎一郎

主たる事業所の住所：千葉県松戸市本町 14-1 松戸本町センタービル 4F

名称：株式会社建設技術研究所 東京本社

代表者の氏名：代表取締役社長 村田 和夫

主たる事業所の住所：(環境部) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎 1-14-6 CTI さいたまビル